

3 ベビーシッター利用料等補助 両立支援



(1) 趣旨

子供を持つ研究者が出産・育児等を理由に研究を断念することがないように、研究と育児を両立させることを目的として、ベビーシッターや託児室の利用料等の補助を行う。

(2) プログラム内容

研究・教育と育児の両立に必要な、ベビーシッターや託児施設の利用料等を補助する。

◎ 四半期ごとに当該期間の利用分の申請を受け付け、審査によって必要性が認められる利用分について採択とし、補助を行うものとする。

※ ただし、申請状況及び予算状況によっては 申請額より補助額が減額されることがある。

◎ 平成 30 年度第 2 回のプログラム実施期間は、平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日の利用分とする。

◎ 補助対象は、下記に挙げるような研究・教育に関わる業務と育児との両立を目的としたベビーシッター、託児施設における一時保育などの保育業務（送迎に係る交通費、早朝、夜間の割増料金含む）に係る費用とする。

※ 会議や入試業務、論文執筆や実験、学生指導等、研究・教育に係る時間外の業務。

※ 学会参加や学内外委員会出席、研究打ち合わせ等のための出張。

※ 通常通園・通学している保育所・幼稚園や小学校が利用できず、一時保育等を利用しなければ保育に欠け、申請者の研究・教育に支障が生じる場合。

※ 子または申請者の傷病等、不測の事態。

◎ 下記に掲げるものは補助対象外とする。

※ 月額制の延長保育料や学童保育料など、日常的な保育の一環とみなされるもの・利用が恒常となっているもの（学内・学外施設ともに）。

※ 本学学内保育施設（青葉山みどり保育園、川内けやき保育園、星の子保育園）の一時保育利用及び病後児保育室（星の子ルーム）の利用。

※ 家事代行等の附帯的な料金や、入会金・年会費・キャンセル料等。

※ 幼稚園等に入園している場合、当該幼稚園で実施されている預かり保育時間内の利用。

(3) 申請資格

本学に所属する教員（特任教員（運営）を除く）、技術職員（施設系技術職員を除く）、ポスドク（教育研究支援者など）、学生（博士課程後期 3 年の課程、医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程の在学学生）のうち、同居する小学校 6 年生までの子の育児を現に自ら行っている者。

※ ただし、申請者の他に日常的に養育できる者がいる場合は、申請できない。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙 3「平成 30 年度ベビーシッター利用料等補助利用申請書（第 2 回）」
- ◎ 別紙 12「利用申請に係る評価項目調書」
- ◎ 別紙 13「協力事項調査」
- ◎ 申請資格について確認できる書類
子供の年齢を証明できる健康保険証・住民票（写しも可）
- ◎ 期間中の利用内容について確認できる書類（各利用毎）
 - ・ 領収書（原本） ※ 宛名は**申請者本人のフルネーム**を記載してもらうこと
 - ・ 利用内容内訳、時間単価が確認できる資料

(5) 申請締切（第 2 回）

平成 30 年 月 日（ ）

(6) 提出先

各部局総務担当係 _____

※ 各部局総務担当係は部局内の申請書類を取りまとめの上、平成 30 年 10 月 10 日（水）（必着）までに 男女共同参画推進センターへご提出ください。

(7) 審査

- ◎ 男女共同参画委員会内に設置する審査会において書類選考を行う。
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は平成 30 年 10 月下旬（予定）。

(8) 年度報告

採択者は別途指定する方法により、報告書を作成すること。

(9) その他

- ◎ 第 3 回（平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日利用分）は平成 31 年 1 月 10 日（木）、第 4 回（平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日利用分）は平成 31 年 3 月 20 日（水）を締切として申請を受け付ける予定である。
- ◎ 申請額に上限は設けないが、その採否および採択額は予算状況による。
- ◎ 採択者は男女共同参画委員会及び男女共同参画推進センターからの下記のような男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。（採択において考慮する場合があります。）
シンポジウム・セミナーへの参加やポスター発表、アンケートの回答、広報資料への寄稿等
- ◎ 本制度により得た研究成果を発表する場合は、本制度により 支援を受けたことを必ず明記すること（別紙 Q&A に例を示しています）。